

北京大野木マイツ・天津大野木マイツニュースレター

2018年5月号

担当：平出・宋

2017年度外資企業連合申告及びその他年度申告手続き(天津及び北京)

外商投資企業の年度申告・報告関係の手続きは2015年度申告・報告で大きな改定が行なわれたのち、2017年度申告・報告についてさらに一部の手続きが簡素化されることになりました。

2018年3月12日に商務部が公布した『2018年度外商投資企業年度投資経営情報連合報告に関する通知』により、各企業の2017年度の投資経営情報の“全国外商投資企業年度投資経営情報連合申告システム” (<http://lhnb.mofcom.gov.cn/>) への記入が4月1日以降できるようになっており、6月30日までに手続きを完了する必要があります。

この手続きでの大きな変更点は、昨年まではこの連合報告による情報は商務部、財政部、税務総局、質量監督局（市場監督管理）、統計局の5つの機関で共有されていたものが、今年度からはこれに外貨管理局も加わることになった点です。

昨年までは、外貨管理局については上記の連合報告とは別に、単独で“外商企業存量權益登記” 手続きを行っていました（多くの企業では監査を実施する会計事務所に手続きを委託）が、この外貨管理局単独での手続きが不要になります（ただし、中国国外に海外直接投資を行なっている外商企業は従来通り外商企業存量權益登記を行なう必要があります）。

また税関の年度手続きについても、2018年3月3日に税関総署が公布した『中华人民共和国海关企业信用管理办法』（海关总署第237号令）により、「税関は企業信用情報管理システムを構築し、関連企業に対して信用管理を実施する。企業は、毎年1月1日から6月30日までに企業信用情報管理システムを通じて税関に《企業信用情報年度報告》を提出しなければならない」として、昨年までの“通関単位注冊信息年度報告” 手続きが不要になりました。

工商総局と税関総署が2018年3月22日に公布した通知により、2017年度分からは、工商局と税関の年度報告を統一させて実施し、工商局の「国家企業信用信息公示報告」のデータを国家企業信用信息公示システムの中でアップデートすることで、自動的に工商局から関連情報を税関総署に伝達できるようにして、税関業務システム単独での年度報告記入手続きをしなくてもよいことを明確にしました。

2017年度分の年度報告手続きからは、上記の2つの管理システムに集約されることになります。

- ・商務委、財政、国税、地稅、統計、外貨：「全国外商投資企業年度投資経営情報連合申告システム」
- ・工商局、社保、税関：「企業信用情報管理システム」

手続きの集約化により、私たち外資企業に関わる各役所間での情報共有化が今後一層促進されることになります。

北京、天津地区の2017年度分の年度手続きに関する概要及び期限は以下の通りですので、期限日までに忘れずに手続きを行って下さい。

部門	申告手続き	期限日	備考
国税局	企業所得税確定申告	2018年5月31日	2018年3月末から
工商局	企業年度報告	2018年6月30日	国家企業信用信息公示報告
社会保険			2016年から社会報検年度情報申告制度を導入（国弁発〔2016〕53号）
税関			年度申告を取り消し、工商局から情報を届く
商務委			
財政	外商投資企業年度経営状況聯合申告	2018年6月30日	2018年4月19日より北京市財政局が年度申告を取消された。
国税			
地稅			
統計			
外貨管理局			2018年よりFDI存量權益登記が取消、連合報告に変更した。
身障者連合会			身障者従業保障金

以上